



市民プラザ

柏崎市市民プラザ

〒945-0051

新潟県柏崎市東本町一丁目3番24号

電話：(0257) 20-7500

FAX：(0257) 22-2637

E-mail：s-plaza@city.kashiwazaki.lg.jp



施設の概要

市民プラザは、大規模コンベンション機能をもつ「交流プラザ」と生涯学習の推進としての「学習プラザ（公民館）」で構成された施設です。

交流プラザは、各種ホールに舞台装置や可動観覧席などの附属設備も備えていますので、主に発表会や講演会、交流会などで使用することができます。

また、学習プラザ（公民館）は、主に生涯学習活動の拠点として使用することができるよう、料理実習室や学習室などを備えているほか、オープンスペースと保育ルームは、気軽に使用できるように一般開放（無料）としています。

さまざまなジャンルの活動拠点として、ご使用ください。

	部屋名	定員（通常時）	面積
交 流 プ ラ ザ	海 の ホ ー ル	500人	750㎡
	波 の ホ ー ル	288人	370㎡
	風の部屋 1・2・3	144人	279㎡
	風 の 部 屋 1	36人	83㎡
	風 の 部 屋 2	54人	100㎡
	風 の 部 屋 3	54人	96㎡
	交流ルーム 1・2	36人	72㎡
	交 流 ル ー ム 1	18人	36㎡
	交 流 ル ー ム 2	18人	36㎡
	休 憩 室	9人	18㎡
学 習 プ ラ ザ	スタジオ 101	14人	35㎡
	スタジオ 102	60人	142㎡
	創 作 室	40人	96㎡
	料 理 実 習 室	40人	91㎡
	学習室 201・202	52人	144㎡
	学 習 室 2 0 1	26人	72㎡
	学 習 室 2 0 2	26人	72㎡
	学 習 室 3 0 1	45人	77㎡
	学 習 室 3 0 2	45人	76㎡
	学 習 室 3 0 3	18人	33㎡
	学 習 室 3 0 4	18人	33㎡
	和室 305・306	39人	81㎡
	和 室 3 0 5	21人	46㎡
和 室 3 0 6	18人	35㎡	

開館時間

午前8時30分から午後10時まで

休館日

毎月第3水曜日、12月29日から翌年1月3日まで

※ 臨時に休館する場合があります。

受付時間

午前8時40分から午後10時まで

※ 電話での受付は、午前9時から午後10時まで

使用時間

区分使用（午前、午後、夜間）と時間使用があります。

区分使用	午 前	午前9時から正午まで
	午 後	午後1時から午後5時まで
	夜 間	午後6時から午後10時まで
時間使用	午前9時から午後10時までの希望する時間	

※ 使用時間は、準備や後片付けの時間を含みます。

※ 時間使用できるのは学習プラザのみで、最低2時間以上からになります。

使用申込み方法

各部屋を使用するときは、事前に申込みが必要です。所定の申込書を記入のうえ、受付窓口にて提出してください。

なお、講師等の都合により、正式な使用日時を決定できない場合などは、仮申込みで一時的に部屋を確保することもできます。その場合の申込みの有効期間は、仮申込みをした日から1週間以内です。

使用申込み受付開始日

使用日を基準に、部屋ごとに異なります。詳しくは、下表をご覧ください。

なお、受付は先着順ですが、受付が重なった場合は、申込者同士で抽選により決定します。

	部屋名	区分使用	時間使用
交流プラザ	① 海のホール	12カ月前の日	—
	② 波のホール	6カ月前の日	—
	③ 風の部屋 1・2・3	6カ月前の日	—
	①、②、③以外の部屋及びその他設備	3カ月前の日	—
学習プラザ	全ての部屋	3カ月前の日	1カ月前の日

※ 休館日にあたる場合は、翌日になります。

使用料

使用する部屋や時間によって異なります。詳しくは、下表をご覧ください。

【部屋の使用料】

(単位：円)

	部屋名	区分使用			時間使用
		午 前	午 後	夜 間	
交流プラザ	海のホール	22,560	30,100	30,100	—
	波のホール	11,120	14,790	14,790	—
	風の部屋1・2・3	8,400	11,060	11,060	—
	風の部屋1	2,610	3,280	3,280	—
	風の部屋2	2,940	3,980	3,980	—
	風の部屋3	2,850	3,800	3,800	—
	交流ルーム1・2	2,260	3,020	3,020	—
	交流ルーム1	1,130	1,510	1,510	—
	交流ルーム2	1,130	1,510	1,510	—
	休憩室	570	750	750	—
学習プラザ	スタジオ101	1,310	1,750	1,750	440
	スタジオ102	5,310	7,080	7,080	1,770
	創作室	3,590	4,790	4,790	1,200
	料理実習室	3,440	4,590	4,590	1,150
	学習室201・202	5,380	7,180	7,180	1,800
	学習室201	2,690	3,590	3,590	900
	学習室202	2,690	3,590	3,590	900
	学習室301	2,880	3,840	3,840	960
	学習室302	2,840	3,790	3,790	950
	学習室303	1,230	1,650	1,650	420
	学習室304	1,230	1,650	1,650	420
	和室305・306	3,030	4,040	4,040	1,020
	和室305	1,720	2,290	2,290	580
和室306	1,310	1,750	1,750	440	

※ 消費税を含みます。

※ 柏崎市・刈羽村・出雲崎町の住民以外の方が使用する場合は、定額を10割増とします。

※ 入場料を徴収する映画、演劇、演芸、演奏その他これらに類するものの使用または商品の販売は、定額の10割増とします。ただし、入場料(入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。)が2,000円以下の場合は、定額の5割増とします。

※ 業務上の利用または広告、宣伝、展示その他これらに類するものであり、将来に利便を得ようとして使用するものと認められる場合は、定額の5割増とします。

※ あらかじめ許可を受けた使用時間に満たない使用でも、使用料の時間割計算は行いません。

※ あらかじめ許可を受けた使用時間を使用日当日に超過して使用する場合(時間使用の場合を除く。)の使用料は、その使用が正午から午後1時までのときは午前の、午後5時から午後6時までのときは午後の、それぞれの使用料の時間割計算による額の2割増相当の額になります。この場合、超過使用時間が1時間に満たないときでも、1時間として計算します。

※ 交流プラザで公演をするために、「海のホール」、「波のホール」、「風の部屋の1・2・3」及び休憩室を準備または練習に使用する場合は、定額の5割の額とします。ただし、他の割増規定に該当する場合は、その規定を適用して算定した使用料の5割とします。

施設及びその他設備の使用料の設定について

申請者や使用内容により、使用料が変わります。詳しくは、以下をご覧ください。

○柏崎市及び刈羽村、出雲崎町の方の申込

基本料金

○柏崎市及び刈羽村、出雲崎町以外の申込

市外料金 10割増

基本料金 × 2倍

○入場料（類する場合も含む）を取る場合

入場料2,001円以上の場合 10割増

基本料金 × 2倍

入場料2,000円以下の場合 5割増

基本料金 × 1.5倍



○お客様の勧誘、広告宣伝または、それに類する商行為でご利用の場合

業務上 5割増

基本料金 × 1.5倍



○販売を行う場合

販売 10割増

基本料金 × 2倍



○その他

- ・市外+業務は、基本料金の3倍
- ・市外+入場料（2,000円以下）は、基本料金の3倍
- ・市外+販売は、基本料金の4倍
- ・市外+入場料（2,001円以上）は、基本料金の4倍

【附属設備の使用料】

(単位：円)

名称	単位	金額	名称	単位	金額
音楽会用音響装置	一式	5,400	可動観覧席(198席)	一式	3,240
照明装置	一式	4,320	ピアノ	一式	1,300
舞台装置	一式	2,160	持込電気機器	1kw	120

- ※ 消費税を含みます。
- ※ 附属設備は、交流プラザの一部の部屋のみで使用することができます。
- ※ 区分使用の場合は、1区分ごとに1回として算定します。

【その他設備の使用料】

(単位：円)

	設備名	区分使用		
		午前	午後	夜間
交流プラザ	冷蔵庫(倉庫102)	80	100	100
	温蔵庫(倉庫102)	960	1,280	1,280

- ※ 消費税を含みます。
- ※ 柏崎市・刈羽村・出雲崎町の住民以外の方が使用する場合は、定額を10割増とします。
- ※ 入場料を徴収する映画、演劇、演芸、演奏その他これらに類するものの使用または商品の販売は、定額の10割増とします。ただし、入場料(入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。)が2,000円以下の場合は、定額の5割増とします。
- ※ 業務上の利用または広告、宣伝、展示その他これらに類するものであり、将来に利便を得ようとして使用するものと認められる場合は、定額の5割増とします。
- ※ あらかじめ許可を受けた使用時間に満たない使用でも、使用料の時間割計算は行いません。
- ※ あらかじめ許可を受けた使用時間を使用日当日に超過して使用する場合(時間使用の場合を除く。)の使用料は、その使用が正午から午後1時までのときは午前の、午後5時から午後6時までのときは午後の、それぞれの使用料の時間割計算による額の2割増相当の額になります。この場合、超過使用時間が1時間に満たないときでも、1時間として計算します。

使用料の還付

使用申込みを取り消した場合は、一定の期間(基準日)までは既にお支払いいただいた部屋及びその他設備の使用料の7割を還付します。詳しくは、下表をご覧ください。

なお、使用日の前日までに取り消した場合、附属設備の使用料は、全額還付します。

	部屋名	基準日
交流プラザ	① 海のホール	使用日の2ヵ月前の日
	② 波のホール	
	③ 風の部屋1・2・3	
	①、②、③以外の部屋及びその他設備	使用日の7日前の日
学習プラザ	全ての部屋	使用日の7日前の日

社会教育団体の利用

文化、芸術、スポーツ、生涯学習等の自主的な活動を行っている社会教育団体を支援するため、「社会教育団体の登録制度」を取り入れています。
社会教育団体が使用する場合は、このパンフレットの記載内容と一部取り扱いが異なります。詳しくは、受付窓口へお問い合わせください。

使用上の注意

- 1 この施設は、多くの人が利用する施設です。利用する際は、周りの人に迷惑をかけないようにしてください。
- 2 施設の備品は、次に使用する人のために大切に使用してください。調理器具等を使用した場合は、洗って元の場所に戻してください。
- 3 飲酒など学習以外の目的で使用する場合は、交流プラザをご使用ください。
- 4 館内に茶道具を備え付けていますので、自由にご使用ください。なお、茶葉は使用者でご用意ください。
- 5 館内2階受付前にコピー機（有料）を備え付けています。誰でも利用することができます。
- 6 市民プラザの敷地内は、全面禁煙です。
- 7 あらかじめ許可を受けた申込み内容が実際の使用内容と異なっている場合は、使用の許可を取り消す場合があります。
- 8 故意又は過失により、施設や設備等を損傷または滅失したときは、原則として損害を賠償していただきます。

駐車場

市民プラザには駐車場がありません。
最寄りの駐車場は、市民プラザ向かいの市営モーリ工駐車場（有料）です。
市営モーリ工駐車場から連絡通路を通して、市民プラザへお越しいただけます。
駐車料金のお支払いには、10円、50円、100円、500円の硬貨と千円札が使用できます。なお、市民プラザでは、両替の対応はしておりません。

市営モーリ工
駐車場



公衆無線 LAN アクセスポイント (Wi-Fi) について

- 市民プラザでは以下の場所で利用することができます。
- ・1階 ロビースペース
 - ・2階 オープンスペース、海のホール、波のホール、風の部屋、学習室201、202
 - ・3階 学習室301
- ※ 上記以外の部屋では利用できませんのでご了承ください。

インターネット予約について

学習プラザの利用予約については、登録をすると柏崎市のホームページから仮予約することも可能です。詳しくは、柏崎市のホームページ「公共施設予約システム」をご覧ください。

~市民プラザのご案内~

